



不動産合同公売

差押えた不動産を売却します

町では、納税義務を果たしている人との公平性を保つため、町税滞納者に対して財産の差押えを行っています(平成27年度差押え件数410件)。

公売とは、税金に滞納があるため差押えた不動産を入札により売却し、その代金を滞納している税に充てるものです。

県および中部地区の市町村と同一の時間・会場で、合同にて実施します。

詳しくは、財務課税務室窓口の公売予定物件案内、または町ホームページをご覧ください。

URL <http://www.town.yoshioka.gunma.jp/>

※公売は中止になる場合があります。

▼公売期日 11月29日(火)

▼公売場所

群馬県前橋合同庁舎敷地内
群馬県地域防災センター

(前橋市上細井町2142-1)

▼問合せ先

財務課 税務室

☎26・22338(直通)

不動産公売物件

★吉岡町-2、3は、農業委員会が交付する買受適格証明書が必要になります(証明書発行まで2カ月程度を要する場合がありますので、早めの申請をお願いします)。

売却区分番号	所在地	種別	地目・種類	地積・床面積 (㎡)	最低公売価額および公売保証金 (円)
吉岡町-1	大字上野田字小井出1256番199	土地	宅地	191.10	最低公売価額 2,089,000円 公売保証金 210,000円
	大字上野田字小井出1256番221	土地	宅地	31.02	
	大字上野田字小井出1256番地199、1256番地221	建物	居宅1	1階 66.24 2階 31.46	
	大字上野田字小井出1256番地199	建物	居宅2	1階 24.78	
吉岡町-2★	大字北下字住159番	土地	田	222.00	最低公売価額 877,000円 公売保証金 90,000円
吉岡町-3★	大字漆原字大石 2530 番 1	土地	畑	746.00	最低公売価額 739,000円 公売保証金 80,000円

※公売保証金とは、国税徴収法で定められているもので、入札する前に売却区分ごとに執行機関へ納付しなければなりません。公売保証金の金額は、見積価額の10分の1以上と定められており、納付された公売保証金は、落札できなかった場合、原則として公売終了後に全額返還されます。

※落札した場合は、納付した公売保証金を買受代金に充当できます。ただし、買受代金納付期限までに買受代金を納付しない場合などは、納付された公売保証金は没収となり返還されません。

滞納処分を強化しています 滞納は放置せず、必ず納付相談を!

町税は、定められた期限(納期限)までに、納税者の皆さまに自主的に納めていただくものです。しかし、一部に納めない人がいることも事実です。

滞納は、納税者にとって不利益であることはもちろん、町にとっても大きな損失になります。滞納を整理するためには多額の費用がかかります。この費用も、本来は福祉・教育・土木事業などに使われるべき貴重な税金から支出されています。

また、**滞納は、納期までに納税している大多数の納税者との公平性を欠くこととなります。**収入や財産があるにもかかわらず納税をしない人は、き然とした態度で滞納処分を執行します。

なお、納付が遅れば、延滞金が加算され、本税同様に滞納処分の対象となります。

平成27年度 差押え処分実施件数	
不動産	16
債権	393
その他	1
合計	410

▼相談・問合せ先
財務課 税務室
☎26・22338(直通)



今月の納税

町民税
国民健康保険税
介護保険料
後期高齢者医療保険料

…第3期

納期限9月30日(金)

コンビニエンスストアでも納付できます。
また、便利で確実な口座振替も
ご利用ください。

10月1日(土)から保険証が新しくなります
国民健康保険

新しい保険証は、一般被保険者、退職被保険者ともに「茶色」です。退職被保険者の保険証には「退」の文字が印刷されています。

9月中旬に各世帯主あてに送付されます。現在の保険証は、10月1日以降は使用できません。役場窓口にご返却いただくか、ご自分で破棄してください。

新しい保険証が届いたら

記載内容に誤りがないか、人数分の保険証があるかを確認しましょう。

記載内容に誤りがあるときは、保険室へ連絡をしてください。

なお、退職や就職、転入・転出などによる国民健康保険の加入や離脱には、届け出が必要です。異動があった日から14日以内に届け出をしてください。

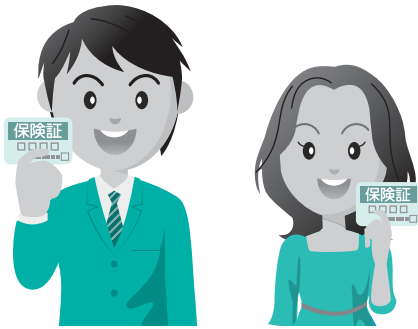
国保税を滞納すると

通常の有効期限(1年間)より期間が短い「短期被保険者証」や「資格証明書」を交付することがあります。資格証明書の交付を受けた場合には、医療費はいったん全額自己負担することになります。

保険税の納付は保険証の発行にも関わりますので、納期内の納付にご協力をお願いします。

問合せ先

健康福祉課 保険室
☎ 26・2249(直通)



国保加入の皆さまへ
けんこう講座の
ご案内

町国保加入の皆さまを対象に「からだすっきり講座」を開催します。この機会に、健康な体づくりにチャレンジしてみませんか。運動指導士、保健師、管理栄養士がサポートします！

▼対象者 40〜74歳の町国保加入者で、運動制限のない人。
※特定健診受診者、メタボリックシンドローム予備群の人が優先されます。

▼日程 9月20日(火)、27日(火)、10月4日(火)、11日(火)、18日(火)、25日(火)、31日(月)、11月8日(火)、15日(火)、22日(火)

▼時間 午後3時〜4時

▼場所 保健センター

▼定員 20人

▼申込み期間

9月2日(金)〜9月9日(金)

※土日を除く

▼申込み先

保健センター
☎ 54・7744(直通)

※後半のコースも予定しています。詳細は広報にてお知らせする予定です。

ご存知ですか?
国民年金の
任意加入制度

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20歳から60歳までの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受け取るためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間などが原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。(※ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた人に限られます)

また、海外に在住する日本国籍を持つ人も、国民年金に任意加入することができます。

問合せ先

健康福祉課 保険室
☎ 26・2249(直通)

波川年金事務所 国民年金課
☎ 22・1607

薬代の節約に

ジェネリック医薬品をご活用ください

ジェネリック医薬品とは？

新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に販売される医薬品のことです。

有効成分、効き目、品質、安全性は新薬と同等ですが、価格は非常に安く、概ね新薬の7割以下、中には5割以下の薬もあります。国の厳格な審査を受け、効き目や安全性が承認されている信頼できる薬です。

薬代の差額を通知します

町では、服用中の薬に替わるジェネリック医薬品がある人などを対象に「ジェネリック医薬品差額通知」を毎年2回、9月と3月に送付しています。

通知は、医薬品を切り替えた場合の自己負担額の差額が分かるようになっていきます。切り替えの検討にご活用ください。



ジェネリック医薬品への切り替え方法

● 診療を受けている医療機関で「ジェネリック医薬品に切り替えたい。」と伝える。

● 新しい保険証と一緒に送付される「ジェネリック医薬品希望カード」を医療機関窓口などで提示する。

※薬によっては新薬しかない場合もあります。また、ほかの医薬品との飲み合わせが変わることもあります。医療機関で十分相談した上で切り替えてください。

▼問合せ先

健康福祉課 保険室
☎ 26・2249（直通）



平成28年度臨時福祉給付金および低所得の障害・遺族基礎年金受給者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金 臨時福祉給付金

▼対象者 平成28年1月1日に吉岡町に住民票がある人で、平成28年度の住民税が非課税で課税者の扶養者でない人

▼支給額 支給対象者1人につき3,000円

低所得の障害・遺族基礎年金受給者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金

▼対象者 平成28年1月1日に吉岡町に住民票がある人で、平成28年度の住民税が非課税で課税者の扶養者でない人で、障害または遺族基礎年金を受給している人

※すでに年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)を受給している人は対象となりません。

健康福祉課 高齢福祉室
☎ 26・2247（直通）

▼支給額 支給対象者1人につき30,000円

▼申請方法(両給付金共通)

対象者と思われる人には、8月下旬に申請書を送付しました。申請受付は9月1日からです。郵送または健康福祉課高齢福祉室窓口へ持参してください。

※申請書の送付に問わず、所得の変更などにより該当・非該当になる場合がありますので確認してください。

※給付金受給後でも、対象となる資格を有しないことが判明した場合は給付金を返還していただきます。

▼問合せ先

健康福祉課 高齢福祉室
☎ 26・2247（直通）

福祉パレード開催について

9月は知的障がい者福祉月間です。

これにあわせて、知的障がい者やその関係者がパレードを行います。町役場には以下

の日程で訪れ、メッセージの朗読などが行われます。

▼期日 9月6日(水)

▼時間 午前10時～10時20分

▼場所 吉岡町役場前

▼問合せ先

障がい者支援施設薫英荘
☎ 54・6543